

平成28年度から軽自動車税の税率が改正されます

問合せ 税務課 税務グループ ☎ 2513

軽自動車等の税額が

変わります

平成26年度及び平成27年度
税制改正により、原動機付自
転車、軽自動車、小型特殊自
動車及び二輪小型自動車の税
額が平成28年度より次のとお
り変更となります。ただし、
三輪以上の軽自動車にあって
は、平成27年3月31日までに
最初の新規検査を受けた車両
については、現行の税額に据
え置く経過措置が適用されま
す。



原動機自転車等の税額表

| 区 分 | | 税額 (円) | |
|--------------------|-----------------------|----------|----------|
| | | 平成27年度まで | 平成28年度から |
| 原動機付自転車 | 50 cc以下 | 1,000 | 2,000 |
| | 50 cc超 90 cc以下 | 1,200 | 2,000 |
| | 90 cc超 125 cc以下 | 1,600 | 2,400 |
| | ミニカー (三輪以上) | 2,500 | 3,700 |
| 軽自動車 | 二輪 (125 cc超 250 cc以下) | 2,400 | 3,600 |
| | 雪上車 | 2,400 | 3,000 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | 1,600 | 2,000 |
| | その他 | 4,700 | 5,900 |
| 二輪の小型自動車 (250 cc超) | | 4,000 | 6,000 |

三輪および四輪以上の軽自動車の税額表

| 軽自動車 車種区分 | | | 現行 | 税額 (円) | |
|--------------|----|-----|-------|--------------------------|--------------------------|
| | | | | 初度検査が H27. 3.31 以前のもの | 初度検査が H27. 4. 1 以後のもの |
| 三輪 | | | 3,100 | | 3,900 |
| 四輪 | 貨物 | 営業用 | 3,000 | 経過措置 | 3,800 |
| | | 自家用 | 4,000 | | 5,000 |
| | 乗用 | 営業用 | 5,500 | | 6,900 |
| | | 自家用 | 7,200 | | 10,800 |

自動車税の住所変更をお忘れなく！

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき (変更登録)
- ・自動車を売買したとき (移転登録)
- ・自動車を使用しなくなったとき (抹消登録)

平成28年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所までご連絡いただくか、道税ホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/dzc/>) から自動車税の住所変更手続きをすることができます。

問合せ 札幌道税事務所自動車税部

☎ 011 - 746 - 1197

国税専門官を募集しています

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。

平成28年度の採用試験の概要は次のとおりです。

受験資格

(1)昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの者

(2)平成7年4月2日以降生まれの者で大学を卒業したなど別に定める者

受付期間 インターネット申込みのみ受付

4月1日(金)9時～ 13日(水)〔受信有効〕

申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

第1次試験日 5月29日(日) (内容：基礎能力試験、専門試験 (多肢選択式及び記述式))

第1次試験合格発表日 6月28日(火) 9時

問合せ 札幌国税局人事第2課採用担当

☎ 011 - 231 - 5011 内線 2315